

内国郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行		改 正	
<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>		<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>	
1 (略)	請求期間 (略)	1 (略)	請求期間 (略)
2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなければならなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなければならなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年
3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月 (略)	3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月 (略)
4~6 (略)	(略)	4~6 (略)	(略)
7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)	その料金を支払った日から1年 (略)	7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年 (略)
8・9 (略)	(略)	8・9 (略)	(略)
2・3 (略)	(略)	2・3 (略)	(略)
<p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取る事ができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留、代金引換又は配達記録郵便としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>		<p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取る事ができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>	

現 行		改 正	
<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>		<p>(料金の返還)</p> <p>第67条 既に支払われた郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者からの請求があった場合に、これを返還します。</p>	
1 (略)	請求期間 (略)	1 (略)	請求期間 (略)
2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなければならなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年	2 特殊取扱又は特別の取扱いをする郵便物について、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなければならなかった場合、又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における特殊取扱その他特別の取扱いの料金	その料金を支払った日から1年
3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月 (略)	3 当社が損害賠償をしなければならぬ場合におけるその郵便物の料金及び特殊取扱の料金(書留料を除きます。)	当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月 (略)
4~6 (略)	(略)	4~6 (略)	(略)
7 配達記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるとき(3に規定する場合を除きます。)	その料金を支払った日から1年 (略)	7 特定記録郵便物を亡失した場合であって、当社が責任を負うべき事由があるときにおけるその郵便物の料金	その料金を支払った日から1年 (略)
8・9 (略)	(略)	8・9 (略)	(略)
2・3 (略)	(略)	2・3 (略)	(略)
<p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取る事ができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>		<p>(郵便受箱の設置を要する建築物内の住宅等にあてた郵便物の取扱い)</p> <p>第76条 階数が3以上であり、かつ、その全部又は一部を住宅等(郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第10条の住宅等をいいます。以下同じとします。)の用に供する建築物(その建築物の出入口又はその付近にその建築物内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取人に代わって受け取る事ができるその建築物の管理者の事務所又は受付(その事務所又は受付のある階以外の階にある住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物であって特殊取扱としないものを受取りを拒むものを除きます。))があるもの及び住宅等の出入口の全部が、直接地上に通ずる出入口のある階及びその直上階又はその直下階のいずれか一方の階のみあるものを除きます。)内の住宅等にあて、又はこれらを肩書した郵便物は、次により配達し、又は交付します。</p> <p>(1) 法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱が設置されている場合</p> <p>ア 次の郵便物は、その郵便受箱に配達します。ただし、容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができないもの及び料金受取人払とするものその他の郵便物の配達を受ける者からの料金の支払を要するものについては、この限りではありません。</p> <p>(7) 特殊取扱としないもの</p> <p>(4) 年賀特別郵便物</p> <p>(5) 配達日指定郵便物(書留又は代金引換としたものを除きます。)</p> <p>イ アにより配達する郵便物以外の郵便物は、その住宅等に配達します。ただし、速達、翌朝郵</p>	

便又は新特急郵便とする郵便物で書留、代金引換又は配達記録郵便としなないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなくなつたときは、郵便受箱に配達します。

- (2) (略)
- 2・3 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第78条 (略)  
2 (略)  
3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知した上、その使用者の請求により窓口で交付します。

- (1) 書留、代金引換又は配達記録郵便としたもの
- (2) 料金受取人私のもの
- (3) 料金未払又は料金不足のもの
- (4) 容積が大きいため又は多数のため郵便私書箱に配達することができないもの

(交通困難地にあつた郵便物の取扱い)

第80条 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域として当社が別に定めるものにあつた郵便物は、その地域にあつた郵便物の交付事務を取り扱う事業所に当社が別に定める期間(以下この項及び次項において「留置期間」といいます。)留め置き(その地域の指定が一定期間についてなされている場合において、留置期間内にその一定期間が満了するときは、その満了の日までの期間留め置きます。)、受取人の来店を待って交付します。

- 2・3 (略)

4 第1項の地域に居住する者が、同項の事業所が指定する場所に郵便受箱(法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱に準ずるもの)とします。を設置したときは、その者にあつた郵便物(次に掲げるものを除きます。)は、第1項及び前項の規定にかかわらず、その郵便受箱に配達します。

- (1) 料金未払その他の事由により料金の支払を要する郵便物
- (2) 容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができない郵便物
- (3) 書留、代金引換又は配達記録郵便とした郵便物

(郵便物の転送)

第87条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年内に限り、これをその届出のあつた住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。

2 書留及び配達記録郵便としなない郵便物の配達を受けた者が受領後滞滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。

- 3 (略)

(配達記録郵便の取扱い)

便又は新特急郵便とする郵便物で書留又は代金引換としなないものについては、受取人不在その他の事由によりその住宅等に配達することができなくなつたときは、郵便受箱に配達します。

- (2) (略)
- 2・3 (略)

(郵便私書箱への郵便物の配達等)

第78条 (略)  
2 (略)  
3 前2項の郵便物で次に掲げるものは、別に保管し、郵便私書箱を設置した事業所の定める方法によりその旨を使用者に通知した上、その使用者の請求により窓口で交付します。

- (1) 書留又は代金引換としたもの
- (2) 料金受取人私のもの
- (3) 料金未払又は料金不足のもの
- (4) 容積が大きいため又は多数のため郵便私書箱に配達することができないもの

(交通困難地にあつた郵便物の取扱い)

第80条 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域として当社が別に定めるものにあつた郵便物は、その地域にあつた郵便物の交付事務を取り扱う事業所に当社が別に定める期間(以下この項及び次項において「留置期間」といいます。)留め置き(その地域の指定が一定期間についてなされている場合において、留置期間内にその一定期間が満了するときは、その満了の日までの期間留め置きます。)、受取人の来店を待って交付します。

- 2・3 (略)

4 第1項の地域に居住する者が、同項の事業所が指定する場所に郵便受箱(法第43条(高層建築物に係る郵便受箱の設置)の郵便受箱に準ずるもの)とします。を設置したときは、その者にあつた郵便物(次に掲げるものを除きます。)は、第1項及び前項の規定にかかわらず、その郵便受箱に配達します。

- (1) 料金未払その他の事由により料金の支払を要する郵便物
- (2) 容積が大きいため又は多数のため郵便受箱に配達することができない郵便物
- (3) 書留又は代金引換とした郵便物

(郵便物の転送)

第87条 郵便物は、その受取人がその住所又は居所を変更した場合において、その後の住所又は居所を当社が別に定めるところにより変更前の住所又は居所の郵便物の配達を受け持つ事業所に届け出ているときは、その届出の日から1年内に限り、これをその届出のあつた住所又は居所に転送します。ただし、その表面の見やすい所に「転送不要」の文字その他転送を要しない旨を明瞭に記載した郵便物については、この限りではありません。

2 書留又は代金引換としなない郵便物の配達を受けた者が受領後滞滞なくその郵便物に受取人の移転先を表示して差し出すときは、前項の届出がない場合でも、その郵便物に限り、これをその移転先に転送します。

- 3 (略)

(特定記録郵便の取扱い)

第134条 当社は、郵便物の引受け及び配達を記録する配達記録郵便の取扱いは、事業所において、次に、これをします。

2 配達記録郵便とする郵便物（以下「配達記録郵便物」といいます。）の取扱いは、事業所において、次に、これをします。

(1) 引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付すること。

(2) 受取人に配達し、若しくは交付し、又は差出人に返還するときは、郵便物の配達証に受取人又は差出人の受領の証印又は署名を付けること。

(3) 受取人若しくは差出人の代人又は官公署、学校、会社、旅館その他多人数の集合する場所の受付に配達し、又は返還するときは郵便物の配達証に代人又は受付の資格及び氏名の記載並びに受領の証印又は署名を付けること。

(4) 受取人不在又は差出人不在その他の事由によって(2)又は(3)の取扱いをすることができなかつた郵便物を受取人又は差出人が指定した場所に配達し、又は返還するときは、郵便物の配達証にその郵便物を配達する者が配達場所及び配達日時を記載し、並びに配達の証印又は署名をすること。

3 配達記録郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(配達記録郵便物の差出方法)

第135条 配達記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

2 前項の用紙は、配達記録郵便物を差し出そうとする事業所（郵便局等を除きます。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。

(配達記録郵便物の表示)

第136条 配達記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(損害賠償の範囲)

第153条 (略)

2 当社は、次に掲げる郵便物について、それぞれ次に掲げる事由により損害が生じた場合には、これによって生じた損害を賠償します。ただし、その損害の全部又は一部がこの約款の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りではありません。

区別	事由
1 一般書留郵便物	郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき
2 簡易書留郵便物	
3 配達記録郵便物	
4 代金引換郵便物	(略)
5 内容証明とする郵便物	(略)
6 特別送達郵便物	(略)

3 (略)

第134条 当社は、郵便物の引受けを記録した上で送達する特定記録郵便の取扱いは、事業所において、次に、これをします。

2 特定記録郵便とする郵便物（以下「特定記録郵便物」といいます。）を引き受けたときは、事業所において、差出人に郵便物の受領証を交付します。

3 特定記録郵便物は、当社が別に定める特殊取扱以外の特殊取扱とすることができません。

(特定記録郵便物の差出方法)

第135条 特定記録郵便物は、事業所において交付する用紙に差出人の氏名その他事業所の指示する事項を記載して差し出していただきます。ただし、その事業所が必要ないと認められた場合は、この限りではありません。

2 前項の用紙は、特定記録郵便物を差し出そうとする事業所（郵便局等を除きます。）の承認を受けて当社以外の者が作成することができます。

(特定記録郵便物の表示)

第136条 特定記録郵便物には、その旨を示す当社が別に定める表示をしていただきます。

(損害賠償の範囲)

第153条 (略)

2 当社は、次に掲げる郵便物について、それぞれ次に掲げる事由により損害が生じた場合には、これによって生じた損害を賠償します。ただし、その損害の全部又は一部がこの約款の規定により賠償を受けることができるときは、その全部又は一部については、この限りではありません。

区別	事由
1 一般書留郵便物	郵便業務従事者の故意又は重大な過失により、その郵便物に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかつたとき
2 簡易書留郵便物	
3 代金引換郵便物	(略)
4 内容証明とする郵便物	(略)
5 特別送達郵便物	(略)

3 (略)

附 則（平成20年9月19日 郵政令第66号）

この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。